

お知らせ掲示板

くらし

市営住宅の定期募集

【入居予定日】7月1日(月) **【対】**既存団地の空室(募集案内に一覧を掲載)

【募集案内配布】期 5月1日(水)～17日(金)(土日祝は開館施設のみ) 時 午前9時～午後5時 **【場】**市営住宅管理センター(市庁舎9階)、総合案内(市庁舎1階)、区役所、まちづくりセンター(市庁舎を除く)

【申込】甲 5月9日(木)～17日(金)までに郵送(消印有効)または電子申請で〒860-8601市営住宅管理センターへ

【抽せん会】期 東区・南区の抽選会は5月30日(木)午後2時～、中央区・北区・西区の抽選会は31日(金)午後2時～ **【場】**国際交流会館(5階大広間)

【二次募集】期 6月4日(火)～10日(月) ※土日を除く。なお、6月4日(火)は午前9時半～午後3時、6月5日(水)からは午前8時半～午後4時。

【場】6月4日(火)は国際交流会館(5階大広間)、6月5日(水)～10日(月)は市営住宅管理センター(市庁舎9階) **【対】**一次で申し込みがなかった既存団地の空室(先着順)

【共通】問 中央・北・西区は(☎327-5101)、東・南区は(☎311-7833)

詳しくは、市ホームページへ。

市営住宅が360度動画で確認できます

間取りや校区などの条件で絞って検索できるページを開発しました。ご活用ください。

(市営住宅課 ☎328-2461)



検索ページ QRコード

「救急安心センター」開設

「熊本県夜間安心医療電話相談 #7400」が廃止され、5月から、「救急安心センター #7119」に変わります。

「#7119」では、15歳以上の方を対象に休日・夜間の体調不良やケガの対応方法等を看護師に相談できます(こどもの体調不良の相談については#8000へ)。休日や夜間の急な体調不良等の対応について相談したい時などにご利用ください。



【相談時間】

毎日 午後7時～翌朝午前8時

(365日 年中無休)

(医療対策課 ☎364-3186)



証明書のコンビニ交付サービスを休止します

証明システムメンテナンスのため、下記日程の間コンビニ交付サービスを休止します。

【日】5月1日(水)終日、17日(金)終日、6月3日(月)終日

(市民税課 ☎328-2181)

スマホ教室の講座申し込み受付中

無料

【日】5月20日(月)、27日(月)、6月3日

(月)(全3回)午前10時から1時間30分程度 **【場】**市高齢者技能習得センター(西区島崎4丁目2-95) **【内】**スマホに変えてみただけ使い方がわからない、持ってはいるけど電話をかけるだけ…何が出来るの?といったお声を受けたスマホ教室です。詳しくは、ホームページ(https://www.kumamoto-sjc.jp/kouza.html)へ。その他各種講座も行っています **【対】**本市に住む60歳以上の方 **【定】**10人程度(抽選) **【申】**5月15日(水)までに、郵送、ファクス(325-7616)、持参または電話で〒860-0073西区島崎4丁目2-95市高齢者技能習得センター(☎325-7616)へ

(高齢福祉課 ☎328-2963)



デコ活～脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動～ はじめよう!デコ活 新生活!!

■新生活は脱炭素チャンス!

春は就職や進学など、新生活の季節です。

生活の変化に伴い、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを取り入れましょう。

■脱炭素につながる取り組み例(※)

○省エネ性能の高い冷蔵庫の導入

→年間の電気代が約11,400円お得

1台で年間約108kgの温室効果ガス削減

○省エネ性能の高いエアコンの導入

→年間の電気代が約7,400円お得

1台で年間約70kgの温室効果ガス削減

※環境省ホームページ「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの10年後」の関連資料から引用。

その他の取り組みについては「デコ活」検索(脱炭素戦略課 ☎328-2355)



「おでかけICカード」は本人のみが利用できます

おでかけICカードは、本市の高齢者、障がい者など、制度の対象である本人のみ利用できます。

亡くなった方や市外へ転出された方のカードは利用できなくなりますので、交通事業者(本市交通局を除く)の窓口でカードの解約をしてください。

また、通勤、通学、営業活動には利用できませんのでご注意ください。

(高齢福祉課 ☎328-2963、障がい福祉課 ☎361-2519)

三菱UFJ銀行の口座振替は終了しました

三菱UFJ銀行の収納代理金融機関の指定取り消しに伴い、3月31日で行方での市税の口座振替の取り扱いは終了しました。

なお同行での窓口納付について、地方税統一QRコード(eL-QR)が印字された個人住民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)の納付書のみ、4月1日以降も引き続き、納付が可能です。

市税の納付場所・納付方法などについては市ホームページへ。

(納税課 ☎328-2204)



5月は固定資産税第1期と軽自動車税の納期限です

納期限は5月31日です。納期限までにお支払いください。

市税の納付には、便利な口座振替・自動払込みをご利用ください。希望する方はお近くの金融機関、郵便局またはインターネットでお申し込みくだ

さい。詳しくは、市ホームページへ。

また、納付書に「地方税統一QRコード」があれば、全国の地方税統一QRコード対応金融機関や地方税お支払サイト、スマホ決済アプリ等で市税の納付ができます。利用方法等については地方税お支払サイトをご確認ください。

【市ホームページ】

【地方税お支払サイト】



(納税課 ☎328-2204)

固定資産税・都市計画税納税通知書を5月上旬に送付します

【対】毎年1月1日(賦課期日)時点、市内に土地・家屋・償却資産を所有している方

※共有名義の場合は、共有者全員に納税義務がありますが、納税通知書などは代表者へ送付。

※複数区に固定資産をお持ちの方には区ごとに送付。

■固定資産税に関する手続きはお忘れなく

【市外に転出する場合】「納税管理人申告(申請)書」等の提出

【納税義務者が亡くなった場合】法務局で相続登記の手続き、「固定資産現所有者申告書兼相続人代表者指定届」等の提出

【新增築、用途変更、取り壊しをしたとき】税額が変わる場合があります。固定資産税課へ届け出が必要です。

(固定資産税課 ☎328-2195)

5月10日から16日は愛鳥週間です

春は野鳥の繁殖期です。巣立ちしたヒナが地面に落ちているのを見かけた場合は、近くに姿が見えなくても親鳥が世話をしていますので拾わないようにしましょう。

熊本県では、5月10日からの1か月間を指導取締強化月間と定め、違法捕獲等の防止に取り組んでいます。野生鳥獣または鳥類の卵は、狩猟による捕獲、許可を受けたもの以外は、原則としてその捕獲、殺傷、採取が禁止されています。

なお、野生鳥獣(メジロ、ホオジロなど)の愛がん飼養目的の捕獲は、鳥獣の乱獲を助長する恐れがあることから許可されていません。

ただし、平成24年3月31日までに、許可を得て捕獲し飼養登録済みの個体は、更新手続きを行うことで、引き続き飼養することができます。

(市動物愛護センター ☎380-2153)

わんにゃん相談コーナー(犬のしつけ)

無料

【日】5月24日(金)午後2時～4時 **【場】**市動物愛護センター **【内】**犬のしつけの悩みに対する個別相談 **【師】**JAHA認定家庭犬しつけインストラクター **【対】**犬の飼い主 ※ペット同伴可。 **【定】**4組(抽選) **【申】**5月17日まで(必着)にはがきに住所、氏名、年齢、電話番号、相談内容を書いて〒861-8045東区小山2丁目11-1市動物愛護センターへ(市動物愛護センター ☎380-2153)

住宅用火災警報器を定期的に点検しましょう

自宅に設置されている住宅用火災警報器の電池が切れていないか、警報器の「ボタンを押す」や「ひもを引く」などして、音が鳴るかの確認をしましょう。

正常に作動しない場合は電池切れや故障の可能性があるので、本体の取り替えや電池交換をしてください。

いざという時にきちんと作動するように、日頃からお手入れを行いましょ

■2024年度全国統一防火標語■

「守りたい未来があるから火の用心」(消防局予防課 ☎363-0263)

建物の使用開始の届け出をしましょう

建物の全体や一部を物販店、飲食店、宿泊施設など一般住宅以外の用途で使用を始める場合は、熊本市火災予防条例第43条に基づき、使い始める7日前までに、管轄の消防署に届け出る必要があります。

また、建物の用途の変更や、増改築をする場合、新たに消防用設備等の設置が必要になることがありますので、消防法令違反とならないよう事前に管轄消防署にご相談ください。

詳しくは、市ホームページへ。

(消防局指導課 ☎363-0212)



スズメバチの巣を早期発見・駆除しましょう

女王バチは4～6月に巣を作り、卵を産み付けます。卵からかえった働きバチが活動を始める前に巣を発見できれば、比較的安かつ安価で駆除することができます。

自宅などの民有地にできた巣は市では駆除を行っておらず、土地の所有者や管理者に駆除をお願いしています。駆除の方法などの相談は、生活衛生課または区役所総務企画課へ。

(生活衛生課 ☎364-3187)

くらしの中の人権 125

障がいのある人に関する人権問題

私たちが暮らす熊本には、4万人以上の障がいのある人が暮らしています。障がいがあってもなくても誰もが同じように学び、働き、暮らす権利を持っていますが、障がいのある人はときに社会参加に障壁を感じたり、偏見や差別に遭遇したりすることがあります。

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現を目指し、障がいを理由とする差別を解消するため、平成28年に「障害者差別解消法」が施行されました。

また、「障害者差別解消法」が改正され、令和6年4月から、事業者においても「合理的配慮の提供」が義務化されました。障がいのある人から配慮を求められたとき、その負担が重すぎない範囲で、対応する必要があります。障がいのある人にとっても住み良い社会づくりをすすめるためには、すべての人の理解と配慮が必要です。

～お知らせ～「人権擁護委員の日」くまもと人権フェスタ開催 **P**

日時 6月1日(土)午前10時～午後2時

場所 下通りアーケード

(人権政策課 ☎328-2333)